

(整理番号 2201)

長野地方最低賃金審議会

第 1 回本審議会 議事録

開催日時 場所	令和 4 年 7 月 4 日 11 時 00 分 ~ 11 時 25 分 ホテル信濃路 2 階 浅間		
出席状況	公益代表委員	出席 5 人	定数 5 人
	労働者代表委員	出席 5 人	定数 5 人
	使用者代表委員	出席 5 人	定数 5 人
主要議題	1 長野県最低賃金の改正決定の諮問について 2 長野地方最低賃金審議会の運営について 3 長野県最低賃金専門部会の構成について 4 長野地方最低賃金審議会日程について 5 関係労使からの意見の聴取について 6 その他		
議事録			
<p>浜賃金室長</p> <p>それでは定刻となりましたので、只今より、令和 4 年度第 1 回長野地方最低賃金審議会を開催いたします。</p> <p>はじめに定足数の確認です。本日の審議会は、委員総数 15 名のうち全員のご出席をいただいております。最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の規定により本審議会は有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>また、本日は報道機関 4 社が取材に見えておりますことを併せてご報告いたします。</p> <p>審議に先立ちまして、本年 4 月 1 日付けをもちまして審議会委員の交代がございました。お手元の資料 1 「長野地方最低賃金審議会委員名簿」の順番に沿って新任委員のご紹介を申し上げます。労働者代表の斎藤委員でございます。竹村委員でございます。廣松委員でございます。次に、事務局職員にも異動がございましたので、紹介させていただきます。4 月 1 日付けで着任した 荒河賃金指導官です。よろしく願いたします。</p> <p>では、審議に先立ちまして、小野寺労働局長からご挨拶申し上げます。</p>			

○小野寺労働局長

お疲れ様でございます。長野労働局長の小野寺でございます。

本日は、委員の皆様方におかれましては大変お忙しい中、令和4年度第1回長野地方最低賃金審議会に御出席いただき誠にありがとうございます。

また、日頃より労働行政の推進につきまして、多大なる御支援と御理解をいただきまして、この場をお借りして改めて御礼を申し上げます。

さて、本年度も最低賃金の改正に向けた審議をお願いする、暑い夏がやってまいりました。先週6月28日には、後藤厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に対して、地域別最低賃金の改正目安諮問が行われたところでございます。その場においては、できる限り早期に最低賃金が全国加重平均1,000円以上になることを目指すと明記された、いわゆる「骨太方針」等に配慮した調査審議を求める、とされたところでございます。こうした動向等はもちろん、今更申すまでもなく、地域別最低賃金は、地域における働く人の生計費、賃金、企業側の支払能力を考慮して定めなければならないとされております。こうした趣旨等も踏まえ、本日、長野県最低賃金の改正決定について諮問させていただきます。

長野県内の最新の経済情勢でございますが、6月6日の日本銀行松本支店発表の金融経済動向では、「長野県経済は、一部に弱い動きがみられるものの、持ち直しの動きとなっている。」とされているところでございます。

また、本年5月の雇用情勢を見ますと、有効求人倍率は1.55倍と、前月を0.05ポイント上回り、全国の1.24倍を上回る状況となり、「雇用情勢は、着実に改善が進んでいる。ただし、引き続き新型コロナウイルス感染症や国際情勢の動向が雇用に与える影響を注視する必要がある」と判断しております。

長野労働局では、ハローワーク、労働基準監督署はもとより、労使各位などにもご協力をいただきながら、賃金引き上げに係る各種助成金をはじめ、賃上げ機運の一層の拡大に向けた各種支援に取り組んでいるところでございます。

各委員の皆様におかれましては、毎年、厳しい日程でのご審議となり、大変ご苦勞をおかけしておりますが、後日、答申される中賃目安を踏まえ、熱のこもった御審議をお願いしたい、そして審議会の円滑な運営に御理解と御協力を賜りますことを切にお願い申し上げます、冒頭の挨拶とさせていただきます。何卒よろしくお願い申し上げます。

浜賃金室長

それでは、これからの審議につきまして倉崎会長よろしくお願いいいたします。

○倉崎会長

みなさん、こんにちは。本年度の審議会会長を務めます倉崎でございます。どうかよろしくお願いいいたします。

さて、早速ですが、今年度も委員の皆様方には大変困難な審議をお願いする

ことになろうかと思えます。と言いますのは、まず労働者側の視点から見ますとですね、昨今の物価高に起因する実質的な賃金減などと言われております中、どのようにして労働者の賃金、生計を充実したものにしていくか、まずそのアプローチ。ただ、他方で使用者側の支払能力という論点もあると。特に小規模事業者の実情が十分に汲み上げられていないのではないかというご意見があることも承知しております。そのような中、両者をバランスよく考慮して、何よりこの審議会ではですね、労使双方の実情に出来る限り接近し、最終的な結論を出す時にですね、みんなが、労使の実情に出来る限り接近出来たという確信を持って結論を出せるように、どうか充実した審議をお願いしたいと考えております。そうした審議のお役に立てるよう、私も務めさせていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。次第に沿って進めさせていただきます。まず、議題1の「長野県最低賃金の改正決定の諮問について」です。

本日、諮問がなされるとのことですので、事務局からお願いします。

浜賃金室長

それでは、小野寺労働局長から長野県最低賃金の改正決定について諮問させていただきますと存じます。

お手数ですが、会長及び局長は、所定の場所へ御移動をお願いします。

○小野寺労働局長

長野地方最低賃金審議会会長 倉崎哲矢 殿 長野県最低賃金の改正決定について諮問、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づく、長野県最低賃金（昭和55年長野労働基準局最低賃金公示第5号）の改正決定に関して、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定）及び新しい資本主義実行計画工程表並びに経済財政運営と改革の基本方針2022（同日閣議決定）に配意した、貴会の調査審議をお願いする。長野労働局長 小野寺喜一。どうぞよろしくお願いいたします。

<長野労働局長から長野地方最低賃金審議会会長へ諮問文を交付。>

○倉崎会長

それでは議題(2)の「長野地方最低賃金審議会の運営について」に入ります。事務局で説明をお願いします。

浜賃金室長

それでは、事務局から説明いたします。

長野地方最低賃金審議会の運営は、最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいておりますが、これらに規程がないものについて、資料 2「長野地方最低

賃金審議会運営規程」により定めております。この規程は、昨年度第6回審議会において、オンライン開催に対応する形への改定についてご承認をいただいたところでございます。

運営に関しまして、第3条で特定の事案に係る調査、又は細目にわたる審議を行うため、小委員会の設置ができることとされています。

また、第6条及び第7条に規定する公開・非公開にあたっての具体的な取り扱いを定めたものが、資料 No. 3 の「長野地方最低賃金審議会会議公開要綱」になります。第2条において、会議の公開・非公開の決定は審議会等において行う、とされているところでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○倉崎会長

事務局の説明のとおり、運営規程第3条に基づき、審議会運営の基本的な事項につきましては運営問題小委員会を、また、特定最低賃金の改正決定の必要性に関する事項等については特定最低賃金検討小委員会を、従来から設置して審議してきております。

今年度においても、従来と同様に、この運小・検小、2つの小委員会を設置するということでしょうか。

< 「異議なし」「はい」などの発声あり >

○倉崎会長

よろしいですかね。それでは運営問題小委員会及び特定最低賃金検討小委員会を設置することといたします。両小委員会の委員構成は、従来から公・労・使で各3名、計9名の構成として審議していただいておりますが、委員の構成はそれぞれ3名ということでしょうか。

< 「異議なし」「はい」などの発声あり >

○倉崎会長

よろしいでしょうか。ただ今ご承認いただきましたので、公・労・使 各委員の人選をお願いいたします。

人選が終わりましたら、労側、使側の順に発表してください。

では、労働者側委員からお願いします。

○山口委員

労側代表委員の山口です。本年もよろしくお願いたします。

それでは、運小、検小、それぞれ委員名を申し上げます。資料の名簿をご覧

いただければと思いますが、名簿 2 番目の櫻井委員、3 番目の竹村委員、そして私、山口の 3 名になりますが、運小、検小で審議に臨ませていただきます。

○倉崎会長

ありがとうございました。では、続いて使用者側委員からお願いします。

○井出委員

今年もよろしくお願ひいたします。使用者側ですけれども、聲山委員、中村委員、井出の 3 名でお願いしたいと思います。

○倉崎会長

ありがとうございました。

公益委員は、運小、検小ともに、昆委員、山本委員、私、倉崎になります。では、各側の人選結果について、事務局で確認してください。

浜賃金室長

それでは、確認させていただきます。五十音順に申し上げます。

運営問題小委員会、公益委員、倉崎委員、昆委員、山本委員、労側委員、櫻井委員、竹村委員、山口委員、使側委員、井出委員、聲山委員、中村委員、特定最低賃金検討小委員会、公益委員、倉崎委員、昆委員、山本委員、労側委員、櫻井委員、竹村委員、山口委員、使側委員、井出委員、聲山委員、中村委員。

以上で間違いございませんでしょうか。

< 「はい」の発声あり >

○倉崎会長

では、ご承認をいただいたということで、ただいまの報告のとおり指名することといたします。

次に、議題(3)の「長野県最低賃金専門部会の構成について」に入ります。先程、諮問いただきました長野県最低賃金については、最賃法第 25 条第 2 項の規定に基づき、専門部会を設置して審議することになります。専門部会の構成について、事務局から説明して下さい。

浜賃金室長

専門部会は、最低賃金法第 25 条第 4 項の準用による第 25 条第 3 項により、公・労・使各側同数、また、最低賃金審議会令第 6 条第 1 項により 9 名以内の構成とされているところをごさいますして、長野地方最低賃金審議会では、従来から、専門部会を各側 3 名による 9 名の構成としているところをごさいます。事務局からの説明は以上をごさいます。

○倉崎会長

只今の説明のとおり、専門部会は各側3名による合計9名の構成としている
とのことですので、今年も同じ構成としたいと考えますが、如何でしょうか。

< 「異議なし」「はい」などの発声あり >

○倉崎会長

よろしいですか。それでは、各側3名による合計9名の構成といたします。
専門部会委員の選任につきまして、事務局から説明してください。

浜賃金室長

只今、御審議いただいたとおり、専門部会の構成を各側委員3名ずつの合計
9名と御承認いただきましたので、本日、7月4日付けをもちまして専門部会
委員の候補者の推薦に関する公示を行います。推薦締切日は、7月19日(火)
といたします。

併せて、関係労使の意見の聴取に関する公示についても同様に、本日、7月
4日付けで行うこととし、その締切日は7月25日(月)といたします。

事務局からの説明は以上でございます。

○倉崎会長

只今の事務局の説明について、質問等がありますか。

特によろしいですかね。それでは、議題(4)の「審議会日程」に入ります。
事務局から説明してください。

浜賃金室長

資料 5の長野地方最低賃金審議会日程表(案)をご覧ください。事務局案を
提案させていただきます。当面の日程といたしまして、運営問題小委員会は、
7月13日(水)午前10時00分から労働局2階会議室、特定最賃検討小委員
会は、7月13日(水)午前10時30分から労働局2階会議室、第2回本審議会
は、7月28日(木)午前10時00分からホテル信濃路を予定しております。

審議会及び専門部会の日程といたしましては、10月1日の改正発行を目処に、
仮の日程を当てはめさせていただきました。具体的な改正発効日、専門部会の
設置等につきましては、運営問題小委員会で御審議いただくこととなりますの
で、各委員の皆様の日程につきましては、別途照会させていただいた上で、最
終的な調整を進めて参ります。

説明は以上でございます。

○倉崎会長

ただいま、事務局から説明がありました当面の日程ですが、どうでしょうか。特に運営問題小委員会、検討小委員会の委員の方、よろしいでしょうか。

< 「はい」などの発声あり >

○倉崎会長

では、事務局案のとおり進めることといたします。今後、日程等の変更が生じた場合は、事務局で早急に各委員と日程調整を行い、各委員まで連絡をしてください。

続いて、議題(5)の「関係労使からの意見の聴取について」に入ります。事務局から説明してください。

浜賃金室長

それでは審議会における関係労使からの意見聴取につきましてご説明いたします。

最低賃金法第25条第5項に基づく最低賃金の調査審議を行う場合における関係労働者及び関係使用者からの意見聴取の方法といたしましては、公示により提出された意見書によるほか、意見書を提出した者、あるいは「審議に当たってその意見を聞く必要があると認める者」など、関係労使の中から適当と認める者を選び、会議や実地視察の際に意見を聞く等の方法が示されております。

令和元年度までは、班別編成による実地視察を行い、視察先で労使の意見を聴くという方法を採用しておりましたが、一昨年からは、コロナ禍の状況を勘案して、関係者を招致して「意見陳述」していただく形としております。

実地視察につきましては、そのメリットの反面、労使の肉声を全員で共有出来ないという側面がございます。

意見陳述であっても実地視察であっても審議に必要と思われる特定の企業、例えば違反率の高い業種、影響率の大きい業種などから選定するという点に変わりはありませんので、公示により提出された意見を含めた、本審議会における意見陳述をもって労使からの意見聴取ということにしたいと考えております。事務局からの説明は以上でございます。

○倉崎会長

事務局から提案のありました関係労使からの意見の聴取方法につきまして、御意見はございますか。

他にご意見がなければ事務局案のとおりといたしますが、よろしいですか。

< 「はい」などの発声あり >

○倉崎会長

それでは審議会における関係労使からの意見聴取につきましては、意見聴取の公示に基づく意見書の提出に加え、関係労働者及び関係使用者を審議会へ招致の上、意見陳述してもらうという方法にいたします。

それでは、最後の議題(6)「その他」に入ります。事務局で何かありますか。

浜賃金室長

先ほど御審議いただき御了承いただきました審議会日程につきましては、あらためて別途、正式にご通知を差し上げます。各委員の皆様には御出席をお願い申し上げます。

また、現時点の経済状況等の資料を 8 から 14 で配布させていただいています。今後の審議の基礎資料としていただければと思います。なお、今後開催されます本審及び各専門部会には、最新の資料提供をさせていただきます。

事務局からは以上でございます。

○倉崎会長

ありがとうございました。以上で本日検討すべきものは、すべて済ませたと認識しておりますが、労働者代表委員の方で何かございますか。

○山口委員

はい、それでは労側委員から例年、第1回本審の際に、みなさまの参考までにとということで資料を配付させていただいておりますが、今年度も配付させていただいてよろしいでしょうか。

○倉崎会長

はい、お願いします。

○山口委員

はい、今、配付させていただいておりますけれど、2021年の賃金改定をした内容を連合長野として個別に調査してまとめたものでございます。約4万人を対象としており、おそらく長野県内でこれだけの内容をまとめたものは無いと思いますので、審議のご参考にしていただければと思います。

よろしく願いいたします。

○倉崎会長

ありがとうございました。使用者代表委員から何かございますか。

○井出委員

先程来、お話が出ておりますように、やはり最低賃金は法が定める3要素、生計費、賃金、通常の事業の支払能力に基づいて、しっかりと議論されるとい

うことが条文に記載されているわけでございますので、是非、しっかりと実行されることをお願い申し上げまして、真摯に取り組みたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○倉崎会長

ありがとうございました。本日の議事録確認委員を指名いたします。
労働者代表委員、山口委員、使用者代表委員、井出委員にお願いします。
それでは、本日はこれで閉会とします。皆様、お疲れ様でございました。

閉 会